

鴨川市建設工事請負業者等指名停止措置要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 31 日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第 60 号

鴨川市建設工事請負業者等指名停止措置要領の一部を改正する告示

鴨川市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 17 年鴨川市告示第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 9 項中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和 7 年鴨川市条例第 7 号）並びにこの告示の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき公訴を提起された者は、改正後の別表第 2 第 9 項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき公訴を提起された者とみなす。